

玉城町公告第17号

次のとおり一般競争入札を行いますので、玉城町会計規則第151条の規定により公告します。

令和7年5月21日

玉城町長 辻 村 修 一

1 入札に付する概要

- (1) 業務番号 令和7年度 第15号
- (2) 件 名 玉城町研修バス購入
- (3) 納入場所 度会郡玉城町勝田4876番地1
- (4) 納入期限 令和8年3月27日

2 調達内容

- (1) 調達物品等の概要
小型バス 1台
- (2) 調達物品の仕様等
別紙「玉城町研修バス購入仕様書」のとおり

3 参加資格に関する事項

本件の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 玉城町入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録され、かつ希望業種として「一般車両・バス」に登録されている者であること。
 - ウ 会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は、民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
 - オ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日から開札日までの期間において、玉城町建設工事等指名停止措置要領又は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (2) 本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者

であること。

(3) 三重県・愛知県・岐阜県内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(4) 入札条件に違反した入札は無効とする。

4 入札手続等

(1) 仕様書等の閲覧等及び質疑応答

ア 閲覧期間 公告日から開札日前日までの午前9時から午後5時まで
(ただし、玉城町の休日を定める条例第1条に規定する休日(以下「休日」といいます。)を除く。)

イ 閲覧場所 玉城町役場 総務防災課 電話 0596-58-8200

ウ 仕様書等の複写を希望する者は、次のとおり有料で配付する。

(ア) 配付時期 公告日から開札日前日までの午前9時から午後5時まで
(ただし、休日を除きます。)

(イ) 配付場所 玉城町役場 総務防災課

(2) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面〔様式第6号〕により提出することとする。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 令和7年5月21日(水)から令和7年6月4日(水)までの午前9時から午後5時まで(ただし、休日を除きます。)

(イ) 提出場所 玉城町役場 総務防災課

(ウ) 提出方法 書面は持参又は郵送によるものとし、電送等(電子メール、ファクシミリ)によるものは受信の確認を行うこと。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答する。

(イ) 閲覧期間 質問のあった日の2日後から開札日の前日まで

(ウ) 閲覧場所 玉城町役場 総務防災課

(3) 競争参加資格の確認(審査)

入札参加希望者は、下記提出書類(各1部)を持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、提出期限までに必着すること。これらの提出書類により競争参加資格の確認(審査)を行います。

なお、提出期間にこれらの書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

- ア 提出書類
- 1 競争参加申請書（様式第1号）及び添付資料
 - 2 国税に係る納税証明書（発行日から起算して6ヶ月以内のもの）の写し ※「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）＝所轄税務署発行
 - 3 市町村税完納証明書（発行日から起算して6ヶ月以内のもの）の写し ※本社（契約締結等の権限を営業所等に委任する場合は営業所等）の所在地における市町村税の完納証明書＝市町村発行
- イ 提出期間 令和7年5月21日（水）から令和7年6月4日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、休日を除きます。）
- ウ 提出場所 玉城町役場 総務防災課
- エ 提出方法 紙媒体による持参又は郵送での提出とし、電送等（電子メール、ファクシミリ）によるものは受け付けません。

（4）競争参加資格確認申請に係る注意事項

- ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ 提出された添付書類は、本業務の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
- ウ 提出された添付書類は返却しません。
- エ 入札時に提出する添付資料の差し替え、再提出は認めません。
また、提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めませんので不足や誤り等がないように十分注意してください。
- オ 落札者には、提出資料の内容確認を行うことがあります。

（5）審査結果の通知

競争参加資格の審査結果は、次の日までに通知します。

- ア 事前条件審査結果
令和7年6月5日（木）予定

（6）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

- ア 提出期間 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から下記の日までの午前9時から午後5時まで（ただし、休日を除きます。）
・事前条件審査で競争参加資格がないと認められた者
令和7年6月6日（金）
- イ 提出場所 玉城町役場 総務防災課
- ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参又は郵送するものとし、電送等（電子メール、ファクシミリ）によるものは受け付けません。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、書面により回答します。

5 入札方法

入札に当たっては、以下に示すほか、別に配布する入札心得によります。

- (1) 入札書は持参により提出すること。
- (2) 入札執行回数は、3回を限度とします。
- (3) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

6 入札（開札）の日時及び場所

- ア 日時 令和7年6月9日（月） 午前9時30分予定
- イ 場所 玉城町役場 2階 住民ホール

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金は、免除する。
- イ 契約保証金は、免除する。

(2) 開札

参加者は入札書及び提出資料を持参し、開札に立ち会うものとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第160条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、玉城町建設工事等指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 会計規則第155条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする

ことがあります。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじにより落札者を決定します。

ウ 玉城町建設工事等の談合情報対応マニュアル第1の1の(2)に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(5) 落札の失効

落札者が決定された日から5日以内に契約書を提出しないときは、会計規則第175条第2項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(6) 契約の締結

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく玉城町議会の議決を要しますので、玉城町議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがあります。なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は仮契約若しくは本契約の締結を保留します。

ア 玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(7) 支払条件

ア 前払金 無

イ 中間前払金 無

ウ 部分払 無

(8) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。

(9) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。